最終更新日：2019年12月27日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榊原　暢宏
問合せ先：コーポレートプラットフォーム

証券コード：2453

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、持続的な成長と長期的な企業価値の向上を実現するため、全てのステークホルダーと良好な関係を構築し、満足いただけるようなサービスを提供するべく取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1③　最高経営責任者の後継者計画】
当社は、現時点においては、代表取締役である榊原暢宏が経営責任者として当社を牽引することは、経営におけるリーダーという存在のみならず、当社の企業価値の向上に資すると考えております。一方で、後継者の計画については重要な問題と認識しており、経営者の育成を目的とした役員人事制度を制定しました。本制度では取締役および執行役員の期待役割を明示し、昇格および降格、再任基準を明確にしました。また、組織のリーダーとして求められる行動特性および業績結果の両面から妥当性・透明性・公平性を担保した客観的な評価を行うことにより、経営者育成を推進いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
(1) 政策保有に関する方針
当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、政策保有株式を取得し保有します。
(2) 政策保有株式にかかる検証の内容
当社は、保有株式企業の中長期的な経済合理性や将来見通し、また取引の状況を踏まえ、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合には、株式を保有することとしております。一方で保有する意義に乏しいと判断した場合には、市場への影響等に配慮しつつ売却します。毎年、取締役会にて主な政策保有株式について、中長期的なリスクとリターンなどを踏まえた合理性・必要性について検証し、保有の意義と合理性を確認いたします。
(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準
政策保有株式の議決権については、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から保有先企業の経営状態を勘案し、議案ごとの賛否を判断いたします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、役員や主要株主と取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め、審議した上で承認を得ることとしております。これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法の関連する法令や証券取引所の定める規則に従って開示します。又、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、半期毎に関連当事者間取引の有無について確認をする調査を実施する他、取締役及び監査役は、取締役会規程において関連当事者間取引の事実についての報告義務を定めており、取締役会における関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社では、従業員個々のライフプランに応じた資産形成を支援するため、確定拠出年金制度を採用しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(ⅰ)経営理念等や経営戦略、経営計画
企業理念は、当社ホームページに掲載しております。又、経営戦略を含めた中期経営計画につきましても策定し開示をしております。
(ⅱ)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスの基本方針を、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書において開示しております。
(ⅲ)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬は、株主総会の決議に基づく限度額の範囲内において、取締役会で決定いたします。又、業務執行を担当する執行役員の報酬につきましては、管轄の業務を管掌する取締役が業績評価と能力評価を実施し、取締役社長を除く取締役及び社外取締役で構成する任意の評価委員会の意見を聴取し、取締役社長が決定いたします。
(ⅳ)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の選任を行うにあたっては、経歴、性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めております。業務執行を担当する執行役員につきましては、豊富な専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役、社外監査役につきましては、出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としております。又、解任については、一律の指針を設けないものの、社会・経営環境の変化等に対し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であるかどうか、客観性・適時性・透明性のある手続に従い、取締役会にて検証の上、決定いたします。
(Ⅴ)取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の選任・指名を行う際には、株主総会招集通知に個々の選任・指名理由を記載しております。業務執行を担当する執行役

員につきましては、選任・指名を行う際には、個々の選任・指名理由を取締役会へ提案し、決議を得ることとしております。

【補充原則4-1①　経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示】
当社は、法令及び定款に定められた事項並びに当社グループにおける経営上重要な事項について、取締役会規程及び取締役会付議基準に基づき、企業の持続可能な成長と企業価値の向上のため、業務執行の監督を行うとともに、重要な事項につき、意思決定を行っております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準を満たす人物を選任しております。

【補充原則4-11①　取締役会の全体の知識・経験・能力のバランス、多様性、規模に関する考え方】
当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
当社の取締役の員数は定款により8名以内と定められており、現在は5名の取締役が就任しております。又、監査役の員数は定款により5名以内と定められており、現在は4名の監査役が就任しております。
社外取締役及び社外監査役は、企業経営者、公認会計士、行政機関出身者、金融業界出身者等の多様な専門性を有しており、東京証券取引所が定める基準を満たす人物を選任しております。

【補充原則4-11②　取締役・監査役の兼任状況】
当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
社外取締役3名のうち2名については、当社グループ各社以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、業務執行取締役全員は当社グループ各社以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、当社取締役の業務に専念できる体制となっております。又、監査役2名については、当社グループ各社以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、その他の監査役全員は当社グループ各社以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、当社の監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-11③　取締役会実効性の分析】
当社では、取締役会の評価に関する規程に基づき、取締役会の実効性評価を行っております。
取締役及び監査役に対し質問票を送付し、評点及び意見・提案のコメントを記載する形式で実施をし、分析・評価結果につきましては、当社ホームページに開示をしております。

【補充原則4-14②　取締役・監査役のトレーニング】
当社の取締役及び監査役に対するトレーニングは、各々重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割及び責務を適切に果たすべく必要な知識を習得するために、積極的に適宜外部の研修、セミナー等を受講する方針としております。これらの費用については、社内規定に基づき会社に請求できることとなっております。

【原則5-1　株主等との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主との積極的な対話を通じて、その意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であると認識しております。そのためにIR担当役員を任命するとともに、IR担当部署を経営企画室とし、株主との対話の場を積極的に設けていることとしております。又、決算説明会を半期に1回開催するとともに、機関投資家と定期的に個別ミーティングを実施し、取材にも積極的に対応しております。個人投資家に対しては、東京・名古屋等で説明会を開催することで、当社に対する理解度向上に努めております。更に、経営企画室が取締役会にIR活動報告書を提出し、株主や投資家からの意見を経営に活かすことができるようフィードバックしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
榊原　暢宏	10,782,900	33.71
株式会社光通信	3,101,600	9.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,580,700	8.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,140,700	3.56
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,042,714	3.26
住友不動産株式会社	1,000,700	3.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	998,300	3.12
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	979,900	3.06
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	854,137	2.67
株式会社ブロードピーク	490,100	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2019年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載をしております。
上記割合は、自己株式（2,708,341株）を控除して算出した議決権所有割合を表しています。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白石　徳生	他の会社の出身者								○			
岩村　豊正	他の会社の出身者											
濵地　昭男	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白石　徳生	○	白石氏は、株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長であり、当社は従業員に対する福利厚生制度の一環として同社のサービスを利用しており、また、当社の会員事業において同社より業務受託しておりますが、取引額は当社の連結売上高の2%未満であり、当社の主要取引先には該当しないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれがないものと判断しております。	複数の企業の取締役を務め、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、選任いたしました。 加えて、取締役会において、一般株主と利益相反取引が生ずるおそれのない者と認められる者の中から、独立役員に指定いたしました。

岩村　豊正	○	―――	公認会計士として複数の企業の社外監査役を兼任し、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、選任いたしました。 加えて、取締役会において、一般株主と利益相反取引が生ずるおそれのない者と認められる者の中から、独立役員に指定いたしました。
濵地　昭男	○	―――	長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、選任いたしました。加えて、取締役会において、一般株主と利益相反取引が生ずるおそれのない者と認められる者の中から、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門との間で定期的な会合を設けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉岡　徹郎	他の会社の出身者													
森島　康雄	他の会社の出身者													
大信田　博之	他の会社の出身者		○											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉岡　徹郎	○	―――	静岡県の要職を歴任しており、又、他の会社の代表取締役としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、選任いたしました。 加えて、監査役会において、一般株主と利益相反取引が生ずるおそれのない者と認められる者の中から、独立役員に指定いたしました。
森島　康雄	○	―――	名古屋証券取引所の要職を歴任され、又、他の会社での取締役及び監査役として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、選任いたしました。
大信田　博之	○	アルヒ株式会社社外取締役 株式会社ギガプライズ社外取締役	コンサルタントとして豊富な経験と見識を有していることから、選任いたしました。 加えて、監査役会において、一般株主と利益相反取引が生ずるおそれのない者と認められる者の中から、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

2018年２月９日開催の取締役会において、当社グループの役職員等のモチベーションの維持･向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託を導入いたしました。
新株予約権割当日：2018年2月28日
新株予約権の交付日：新株予約権の行使の条件の成就時から1年が経過した日

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者は、予め定められた「交付ガイドライン」に従い、当社の企業価値向上に多大な貢献をした者であると評価委員会が認めた場合に、インセンティブの付与を受けることができる。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度における取締役報酬の総額は49,900千円であります。
上記の他、使用人兼務取締役の使用人分給与として20,000千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、株主総会の決議に基づく限度額（取締役について200,000千円、監査役について40,000千円）の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定することができるとされております。

当社の役員の報酬の決定については、次に掲げる基本方針に基づき、取締役については取締役会において、監査役については監査役全員の同意により監査役会において行うこととしております。
⑴ 取締役の報酬の基本方針
a 取締役の報酬は原則として基本報酬で構成し、適時インセンティブ報酬を付与します。
b 取締役の報酬は、会社の経営成績及び個人の貢献度並びに期待される役割に照らして、毎年見直します。
c 取締役の報酬の水準については、会社価値の増大へのインセンティブが高められ、又、有能な人材を確保し得る水準を考慮し、併せて他社水準を照らしつつ設定します。
d 年度途中において、取締役の報酬を増減させるべき事情が生じたときは、当該事情に照らして取締役会により変更を決定します。
⑵ 監査役の報酬の基本方針
a 監査役の報酬は原則として基本報酬で構成し、適時インセンティブ報酬を付与します。
b 監査役の報酬は、常勤・非常勤の別により報酬水準を設定するとともに、監査役へのストックオプションの付与は独立性が損なわれることのない範囲とします。
c 監査役の報酬の水準については、監査役の職責を担う有能な人材を確保し得る水準を、他社水準に照らしつつ設定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への報告窓口は、主にコーポレートプラットフォームカンパニー長が担っており、重要案件の報告、重要な取締役会付議議案の事前説明等を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

⑴ 取締役会は毎月１回以上開催されており、経営方針及び重要な業務執行の意思決定を迅速に行い、かつ、効率的な経営監視体制が執られております。
⑵ 当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役を中心とした計画的かつ網羅的監査の実施がなされております。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、重要な書類等の閲覧を行うほか、内部監査室との連携を密にし、独立した立場から経営の監視を行っております。監査役による定期的な協議の場として、毎月１回以上監査役会が開催されております。内部監査室、監査役会及び会計監査人は、緊密な連携を保つため、積極的な情報交換を行っております。又、必要に応じて共同監査を実施しております。
⑶ 監査役監査基準を監査役会の決議により定めております。
⑷ 取締役の報酬については、株主総会で承認された範囲内で、役員規程に基づき取締役会において決議いたします。又、監査役の報酬も同様に、株主総会で承認された範囲内で、内規に基づき監査役会において監査役全員の同意により決められており、適正と判断しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役の監督機能強化を図るため、取締役5名のうち社外取締役を3名選任し、取締役会の過半数を社外取締役としております。
又、監査役4名のうち3名の社外監査役は、社外からの経営監視の視点においても十分機能していると考えられるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、より多くの株主に出席いただけるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	株式会社ICJの議決権行使プラットフォームを通じて投資家に提供しております。
その他	複数の交通機関によるアクセスが可能な総合駅の近くで株主総会を開催することにより、ご来場の便に配慮しております。 又、映像による事業報告等を実施し、わかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、IR基本方針について公表しております。 https://www.jbr.co.jp/ir_info/ir_basic_policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役含む経営陣による説明会を東京、名古屋で実施しております。又、当社ホームページにおいて情報の発信を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を実施し、その内容を動画配信しております。又、国内機関投資家の個別訪問・来社に対応をしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家の個別訪問・来社に対応をしております。 又、年に数度海外の機関投資家を訪問し、当社の経営状況全般について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、タイムリーで正確かつ充実した情報開示に努めております。掲載しているIR資料としましては、有価証券報告書・決算短信・決算説明会資料等があります。 又、英文IRサイトでも英訳した開示資料を掲載し、海外投資家向けの情報開示も行っております。 https://www.jbr.co.jp/en/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRは経営企画室が所管しております。	
その他	日本語・英語の2ヶ国語による投資家向け情報サイト「Shared Research」、「FISCO」企業調査レポート、株式情報誌、株式優待情報誌等へのIR情報掲載等も行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「企業行動基準」において、ステークホルダーと取り交わした契約や約束を常に遵守し、全ての企業活動が正常な商習慣と高い倫理観に沿ったものになるように努めること及び全てのステークホルダーに対し誠実に接するとともに、公平・公正な関係を維持し、公平・公正な取引を行うことを明記しています。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、「職業・社会体験を通じて、こども達に生きる力を育む」というキッザニアの基本理念に賛同し、キッザニア東京及びキッザニア甲子園に協賛しております。日本の未来を拓くこども達が当該施設での職業体験を通じ、未来を生きぬく力を育む一助になればと考えております。 又、こどもの虐待防止活動に取り組む特定非営利活動法人に法人会員として入会しており、寄付による活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページや広報活動を通じて、ステークホルダーに対して幅広く情報提供を行っております。 又、IR基本方針において、株主・投資家などの皆さまへの情報提供の基本姿勢、開示情報、開示方法等を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、2006年5月15日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決議し、その後の状況を鑑み、2014年６月20日付で一部内容を修正しております。又、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年6月22日開催の取締役会において内容を一部改定し、その後当社グループの組織再編に合わせて、2016年６月24日開催の取締役会において内容を一部改定しております。なお、改定内容は、当社グループの社内カンパニー制への移行に伴う社内組織の再編成及び業務分掌の変更に合わせて、具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に従い、会社の業務執行の意思決定を行い、執行役員並びにカンパニー（領域及びプラットフォームの総称）及び室（以下「カンパニー等」といいます。）の長から会社の業務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監視･監督します。
b 当社の業務執行体制として、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により、各カンパニー等の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、各カンパニー間の相互牽制を機能させます。
c 取締役会は、コンプライアンス全体の総責任者に取締役社長を任命し、取締役社長の強いリーダーシップの下、企業行動基準、コンプライアンス･ガイドライン、コンプライアンス･マニュアル及びコンプライアンス･プログラムに基づき、取締役、執行役員及び使用人に対し、定期的かつ継続的にコンプライアンス教育･研修を行い、当社経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを取締役、執行役員及び使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社企業活動の礎であることについて、取締役、執行役員及び使用人の理解を促します。又、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに違反する行為を行ったと認められる場合には、就業規則に基づき、当該取締役、執行役員及び使用人に対し、適正な処分を行う等、コンプライアンス体制の構築、整備及び管理にあたります。
d 取締役会は、これらのコンプライアンスの状況を把握し、改善を図るため、業務執行部門から独立した内部監査室を、取締役社長の直轄機関として設け、内部監査室に内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施させ、その結果を被監査部門にフィードバックさせるとともに、それを踏まえ、これらの体制を検証します。
e 監査役は、法令が定める権限を適正に行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を行い、監査役会規程、監査役規程、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行に関わる監査を行います。
f 取締役会は、コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、使用人からコンプライアンス上疑義のある行為について通報相談を受け付ける通報窓口を外部弁護士及び外部社会保険労務士に設け、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期発見できるよう、内部通報制度を運営します。係る制度では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。
⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a 取締役会は、株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役及び使用人が稟議規程等に基づき決裁を行った重要な文書について、適切に保存するため、文書管理規程を整備します。又、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理を行います。
b 取締役会は、これらの管理の総責任者にコーポレートプラットフォームカンパニー長を任命します。
c 監査役は、取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行に係る情報の作成、保存及び管理の状況について、監査を行います。
d 取締役会は、当社が持つ情報資産の安全性を確保し、当社の経営活動に有効かつ効率的な活用に資するため、情報セキュリティ管理基本規程を定めるとともに、取締役会は、情報セキュリティ管理の最高責任者にITシステムプラットフォームカンパニー長を任命し、情報資産の適正な管理を行います。
e 取締役会は、取締役社長を通じて、これらの情報の保存及び管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。
⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a 当社のリスク管理体制の礎として、リスク管理規程を定め、同規程に基づきリスク管理委員会を設置するとともに、取締役会は、当社のリスク管理の総責任者に取締役社長を任命し、全社に関わる横断的リスクの総括的な管理を行います。
b 各カンパニー等におけるリスク管理責任者は、それぞれが各カンパニー等に整備するリスク管理体制の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価した上で適切な対策を実施するとともに、係るリスク管理状況を監督し、定期的に見直します。
c 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、リスク管理委員会は取締役会に対し、ただちに報告するとともに、取締役会は遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する措置を講じます。
d 当社、子会社及び関連会社で構成される当社グループ各社（以下「グループ各社」といいます。）はそれぞれに関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく当社リスク管理委員会に報告をします。
e 取締役会は、取締役社長を通じて、これらの損失の危険の管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。
⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a 執行役員制度及びカンパニー制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監視･監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。
b 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を毎月１回定時に開催するほか、適宜臨時に開催します。
c 取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行については、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、その責任の所在及び執行手続を明確にし、取締役、執行役員及び使用人は重要性に応じた意思決定を行います。
d 経営計画を策定し、取締役社長、執行役員及びカンパニー長は、その達成に向けて職務を執行又は業務を執行し、取締役会において、その実績を報告します。
e 取締役会は、取締役の職務の効率性に関する総責任者に取締役社長を任命し、年度経営計画に基づいた各カンパニー等の目標に対し、業務執行が効率的に行われるように監視･監督を行います。
f 取締役会は、取締役社長を通じて、これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。
⑸ 次に掲げる体制その他の当社及びそのグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
イ 取締役会は、関係会社管理の総責任者に取締役社長を任命します。
ロ 当社から主要なグループ各社に取締役を派遣します。
ハ 子会社に取締役、執行役員及び使用人を派遣する場合には、派遣先の子会社における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報告･決裁が確実になされるような体制を構築します。
ニ 子会社において、当社取締役会の承認を必要とする事項については、当社から派遣している取締役から、随時、当社のコーポレートプラットフォーム財務チームを通じて報告を受けます。
b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 子会社のリスク管理体制の礎として、子会社の取締役会をして、子会社のリスク管理の責任者に子会社の取締役を任命させ、子会社の業務全般に関わる横断的リスクの総括的な管理を行わせます。
ロ 子会社におけるリスク管理の責任者たる取締役には、各カンパニー等の長たる責任者の協力の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価した上で、適切な対策を実施させるとともに、係るリスク管理状況を監督させ、定期的に見直させます。
ハ 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、子会社のリスク管理の責任者たる取締役に、子会社の取締役社長をして、遅滞なく取締役会を招集及び開催させ、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えるとともに、遅滞なく当社に報告させます。
ニ 前ハに関らず、子会社の取締役は、業務執行に関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく子会社の取締役会に報告を行い、派遣取締役を通じて当社に報告するものとします。
c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ 子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、子会社の取締役会を毎月1回定時に開催させるほか、適宜臨時に開催させます。
ロ 子会社の取締役の職務執行については、子会社において、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定めさせ、その責任の所在及び執行手続を明確にさせます。
ハ 子会社の取締役会には、当社グループ経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、子会社の中期経営計画及び年度経営計画を策定させ、子会社の業務執行取締役には、その達成に向けて職務を執行し、子会社の取締役会において、その実績を報告させるとともに、年1回、子会社の取締役社長をして、当社の取締役会において、その実績を報告させます。
ニ 子会社の取締役会には、取締役の職務の効率性に関する総責任者に子会社の業務執行取締役を任命させ、子会社の年度経営計画に基づいた各所管部署の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督を行わせます。
d 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ 子会社の取締役社長が当社グループ経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを子会社の使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社及び子会社の企業活動の礎であることについて、子会社の使用人の理解を促進します。
ロ 子会社の業務執行体制として、子会社の稟議規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により各所管部署の職務権限を明確にさせ、指揮命令系統を明らかにするとともに所管部署間の相互牽制を機能させます。
ハ 子会社のコンプライアンス体制の充実、強化を推進するため、子会社には、当社の内部通報制度運用規程を準用させます。係る規程に基づき、子会社においても、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。
ニ 子会社には、子会社の業務分掌規程に基づき、適正な業務執行を徹底させるとともに、問題が発生した場合には、子会社の就業規則に基づき、適正な処分を行わせます。
ホ 当社内部監査室が内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に子会社の業務執行状況の監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、当社の取締役社長及び取締役会に報告します。
e その他の当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ 当社の関係会社管理規程において、子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨を定め、該当事項については、コーポレートプラットフォームカンパニー長を通じて当社の取締役会に報告をさせます。
ロ グループ各社の経営管理及び内部統制の推進を行うため、当社の各カンパニー長は、所管する業務において、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。
ハ グループ各社は、当社との連携及び情報共有を行いつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、自社の企業風土その他会社の固有性等を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とします。
ニ 主要なグループ各社については、当社監査役を監査役に就任させ、又は当該グループ各社の取締役及び監査役と連携し、当該グループ各社の業務の適正を確保する体制を整備します。
ホ 主要なグループ各社に対して、当社内部監査室が定期的に内部監査を実施します。
ヘ 当社コーポレートプラットフォームカンパニー長は、グループ管理体制の強化及びグループ各社における問題把握と調整を行います。
(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項監査役の職務を補助すべき使用人を必要に応じて置きます。その際の人員数、資格等は、常勤監査役の判断にて決定します。
(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査役の監査業務を補助する範囲内において常勤監査役に帰属し、取締役、執行役員及び使用人は指揮命令権限を有しません。
b 監査役の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定します。
c 監査役の職務を補助する使用人は、監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容及び結果につき、報告を行います。
(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
a 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
イ 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。
ロ 取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査役に報告をします。
ハ 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。そのため、取締役、執行役員及び使用人は、あらかじめ重要会議の日程を監査役に遅滞なく連絡し、出席の要請を行います。
b 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
イ 当社監査役は、当社の監査役監査基準に基づき、子会社に対して事業の報告を求めます。
ロ 子会社における他の会社の規程を準用する規程に基づき、子会社では、当社の内部通報制度運用規程を準用し、当社の内部通報制度を採用します。子会社において、当該制度を利用して通報があった場合、係る通報の概要について、子会社から当社のコーポレートプラットフォームカンパニー長を通じて、当社の監査役に対して報告されます。
(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
a 当社は、内部通報制度運用規程において、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者に対し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを定めます。
b 当社は、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講ずるものとします。
c 前号の報告をした者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った取締役、執行役員及び使用人がいた場合には、前号の報告をした者は、内部通報の窓口である外部の弁護士又は外部社会保険労務士を介して、当社の常勤監査役に対し、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講じるよう請求することができ、これを受けた当該常勤監査役は、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講ずるものとします。
(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役規程その他の社内規程において、監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に対し、請求することと定めます。又、当社は、監査役からの請求により、監査役に対し、係る費用を前払いすることと定めます。
(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a 監査役は取締役社長と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
b 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に報告を求めます。
c 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

d 監査役会は毎月1回以上開催します。
e 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、弁理士その他の外部専門家を独自の判断で起用できます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループ各社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、これを遵守します。

(1) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力による不当な要求に対して、代表者以下組織全体で対応します。

(2) 外部専門機関との連携

当社は、平素から反社会的勢力による不当な要求に備え、警察、愛知県企業防衛対策協議会、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、取引関係を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求を拒絶します。反社会的勢力との関係が発覚した場合は、直ちに取引関係を解消します。

(4) 不当要求時における民事・刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求に対して、民事・刑事の両面から法的対応をあらゆる法的対抗措置を講じます。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するために反社会的勢力と裏取引をしたり、反社会的勢力への資金提供を行ったりしません。

(6) 反社会的勢力排除に関する体制の整備

コーポレートプラットフォームを対応統括部門として、不当要求などの事案ごとに各カンパニーと連携し対応します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

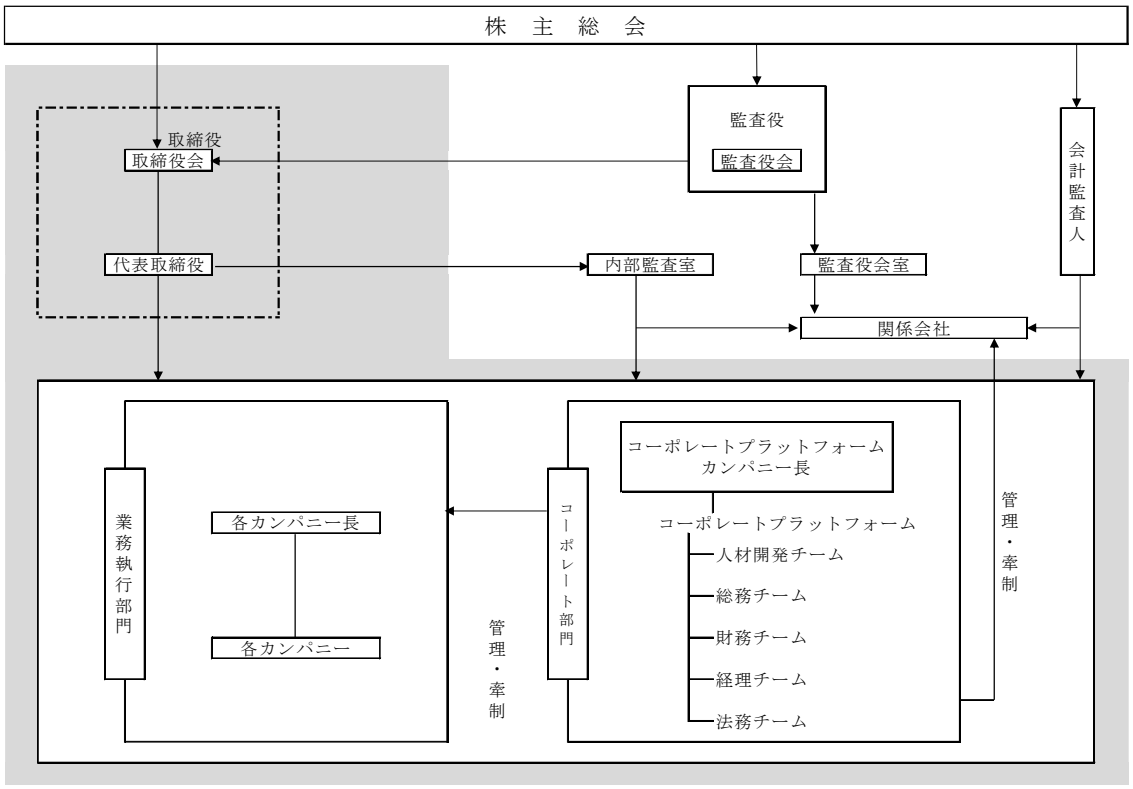
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業情報を適切に開示し、経営の透明性確保に努めております。開示責任者である取締役執行役員が、会社情報の適時開示を担当し、IR基本方針に則り公正かつ適時に開示を実施しております。

≪内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制図（模式図）≫



≪情報開示体制の概要（模式図）≫

